

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」では、締約国がその領域内にある重要な湿地を条約湿地として登録し保全を図ることを求めている。我が国で現在37箇所を条約湿地として登録しているところ。

「第3次生物多様性国家戦略」(平成19年閣議決定)では、「第11回締約国会議(2011年)までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすこと」を目標に掲げており、引き続き登録を推進する方針である。

これまでは、登録要件の1つである保護区指定が既に済んでいる湿地を対象に候補地を選定し登録を進めてきたが、今後は保護区が指定されていない湿地も対象に全国的な見地から価値の高い湿地を検討することが求められている。また、条約湿地の基準に新たな要素が追加されるなど、新たな評価軸が加わったことから、これに対応する候補地を科学的見地から選定することが求められている。

このため、本事業では、新たな評価軸に対応する具体的な選定基準を定め、保護区が指定されていない湿地も対象に含めて国内湿地の情報収集を行い、新たな評価軸に対応する湿地を含めて条約湿地の新規候補地を選定する。

2. 事業計画

平成21～22年度

現地調査等知見収集、検討会実施

3. 施策の効果

国内の重要な湿地をレビューし、ラムサール条約湿地の新規候補地を選定することにより、第3次生物多様性国家戦略目標に掲げている、条約湿地の新規登録の推進に資する。

ラムサール条約湿地の登録促進調査事業

背景

第3次生物多様性国家戦略（目標）

平成23年までに新たに10箇所を条約湿地として登録する

新たな評価軸の登場

国際的な新基準

湿地に依存する動物種

個体数1%基準



水田決議

水田価値の評価



= これまで対象として
こなかった湿地タイプ

+ これまで対象として
こなかった湿地
(保護区未指定の湿地)

本事業

検討会

新たな評価軸に対応する
候補地**選定基準の整理**

ラムサール条約湿地
新規候補地の選定

国内湿地の現状把握調査

全国の湿地を対象

既存知見レビュー
現地調査による情報収集
(候補地、条約湿地)

第11回ラムサール条約締約国会議(平成23年開催予定)において条約湿地登録